

訪問看護療養費の詳細

2024年6月1日改定

後期高齢者（75歳以上）	1割、2割、現役並み所得者の方は3割		
健康保険	国民健康保険	高齢受給者（70歳～74歳）	2割、現役並み所得者の方は3割
		一般（70歳未満）	3割

<基本利用料金>

訪問看護基本療養費Ⅰ（1日につき） 1回の訪問時間 標準30分～90分	週3日まで	5,550円
	週4日以降	6,550円
訪問看護管理療養費（1日につき）	月の初日	7,670円
	2日目以降	3,000円
難病等複数回訪問加算	2回／1日	4,500円
	3回以上／1日	8,000円
早朝・夜間加算（6時～8時・18時～22時）		2,100円
深夜加算（22時～6時）		4,200円

<病状によって下記の料金が加算されます>

緊急時訪問看護加算（1日につき） ご利用者等の緊急の求めに応じて、主治医の指示により訪問看護を行った場合	月14日目まで	2,650円	承認印
	月15日目から	2,000円	
24時間対応体制加算（1月につき） ご利用者・ご家族から電話で看護に対する相談などがあった場合、常に対応し必要に応じ緊急訪問を行う		6,800円	承認印
特別管理加算（1月につき） 重症者に対応できる体制があり医療器具などの管理、病状の変化に適切に対応し 医療機関等との密接な連携体制を確保している		軽2,500円	承認印
		重5,000円	
退院時共同指導加算（1月につき） 入院、入所中のご利用者・ご家族に対して、主治医又は施設職員と共に療養上の指導を行った場合		8,000円	承認印
特別管理指導加算 退院後特別な管理が必要なものに対して退院時共同指導を行った場合		2,000円	承認印
退院支援指導加算 厚生労働大臣が定める疾病や状態等にあるご利用者が保険医療機関から退院するに当たり 訪問看護師が退院日に在宅での療養に必要な指導を行う		6,000円	承認印
在宅患者連携指導加算（1月につき） ご利用者の同意を得て医療関係職種間で文書により共有された診療情報を基に指導した場合		3,000円	承認印
在宅患者緊急等カンファレンス加算（1月につき2回） ご利用者の状態の急変等に伴い、関係する医療関係職種等が共同でカンファレンスを行い、 共有した情報を踏まえ、それぞれの職種が療養上必要な指導を行った場合		2,000円	承認印
ターミナルケア療養費 在宅で死亡したご利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施し ターミナルに係る支援体制についてご利用者やご家族等に説明したうえで、ターミナルケアを行った場合		25,000円	承認印
長時間訪問看護加算（週1回まで） 15歳未満の重症児、特別管理、特別指示書を受けている場合1回の訪問看護が90分を超えた場合		5,200円	承認印
訪問看護ベースアップ評価料（1月につき）		780円	承認印
訪問看護医療DX情報活用加算（1月につき）		50円	承認印

<その他の利用料>

交通費	公共の交通機関使用または深夜等にタクシーを使用した場合		実費	承認印
	自動車	片道10km未満	1,000円	
エンゼルケアの実施	ご逝去された後、旅たちのお仕度をご家族様とご一緒に行います		15,000円	